個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	市県民税賦課台帳	
実施機関の名称	長浜市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	市県民税の賦課事務、証明書発行事務に利用するため	
個人情報の記録項目	氏名、住所、性別、生年月日、続柄、障害情報、職業・勤務先、収入、課税額	
個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）	市県民税課税対象者（申告による非課税対象者を含む）	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法	☑　本人から収集 ☑　本人以外から収集 ☑　当該実施機関内 □　他の実施機関 ☑　他の官公庁 （　住基ネット、公用請求　） ☑　その他 （日本年金機構、給与支払者　）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	税務署、県税事務所	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）長浜市　市民生活部　税務課 総務部　総務課	
	（所在地）〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町６３２番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル）	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第２１条第７項に該当するファイル　□有　☑無	
備　　考		

作成日（最終更新日）：令和６年５月１日

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	確定申告受付システム	
実施機関の名称	長浜市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	市県民税の賦課事務に利用するため	
個人情報の記録項目	氏名、住所、性別、生年月日、続柄、障害情報、職業・勤務先、収入、課税額	
個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）	市県民税課税対象者（申告による非課税対象者を含む）	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法	☑　本人から収集 ☑　本人以外から収集 ☑　当該実施機関内 □　他の実施機関 ☑　他の官公庁 （　住基ネット、公用請求　） ☑　その他 （日本年金機構、給与支払者　）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	税務署、県税事務所	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）長浜市　市民生活部　税務課 総務部　総務課	
	（所在地）〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町６３２番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル）	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第２１条第７項に該当するファイル　□有　☑無	
備　　考		

作成日（最終更新日）：令和６年５月１日

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	軽自動車台帳	
実施機関の名称	長浜市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車税の賦課事務に利用するため	
個人情報の記録項目	氏名、住所、性別、生年月日、車両情報、登録情報、減免情報、課税額、旧納税義務者情報	
個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者および使用者	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法	☑　本人から収集 ☑　本人以外から収集 ☑　当該実施機関内 □　他の実施機関 ☑　他の官公庁 （　住基ネット、公用請求　　） ☑　その他 （全国自動車協会連合会滋賀事務所、滋賀県市町軽自動車税申告書取扱事務所）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）長浜市　市民生活部　税務課 総務部　総務課	
	（所在地）〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町６３２番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル）	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第２１条第７項に該当するファイル　□有　☑無	
備　　考		

作成日（最終更新日）：令和６年５月１日

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	収納情報管理ファイル	
実施機関の名称	長浜市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	市税等の収納管理事務、徴収・充当還付事務、証明書発行事務に利用するため	
個人情報の記録項目	氏名、住所、性別、生年月日、課税情報、納付情報、附帯金情報	
個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）	納税義務者等	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法	☑　本人から収集 ☑　本人以外から収集 ☑　当該実施機関内 □　他の実施機関 ☑　他の官公庁 （　住基ネット、公用請求　） □　その他 （　　）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）長浜市　市民生活部　税務課 総務部　総務課	
	（所在地）〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町６３２番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル）	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第２１条第７項に該当するファイル　□有　☑無	
備　　考		

作成日（最終更新日）：令和６年５月１日

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	宛名情報管理ファイル	
実施機関の名称	長浜市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	納税義務者等の宛名管理事務を行うため	
個人情報の記録項目	氏名、住所、性別、生年月日、送付先、電話番号	
個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）	納税義務者等	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法	☑　本人から収集 ☑　本人以外から収集 ☑　当該実施機関内 □　他の実施機関 ☑　他の官公庁 （　住基ネット、公用請求　） □　その他 （　　）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）長浜市　市民生活部　税務課 総務部　総務課	
	（所在地）〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町６３２番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル）	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第２１条第７項に該当するファイル　□有　☑無	
備　　考		

作成日（最終更新日）：令和６年５月１日

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	納付者情報管理ファイル	
実施機関の名称	長浜市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	市税等の口座振替による納付事務、代納者の管理事務に利用するため	
個人情報の記録項目	氏名、住所、性別、生年月日、口座情報、代納者情報	
個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）	納税義務者等	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法	☑　本人から収集 ☑　本人以外から収集 ☑　当該実施機関内 □　他の実施機関 ☑　他の官公庁 （　住基ネット、公用請求　） □　その他 （　　）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）長浜市　市民生活部　税務課 総務部　総務課	
	（所在地）〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町６３２番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル）	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第２１条第７項に該当するファイル　□有　☑無	
備　　考		

作成日（最終更新日）：令和６年５月１日

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	土地課税台帳	
実施機関の名称	長浜市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税（土地）の賦課事務に利用するため	
個人情報の記録項目	氏名、住所、性別、生年月日、財産状況	
個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）	長浜市に土地を所有するもの及び納税義務者	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法	☑　本人から収集 ☑　本人以外から収集 ☑　当該実施機関内 □　他の実施機関 ☑　他の官公庁 （　住基ネット、公用請求　） ☑　その他 （　土地区画整理事業者　）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）長浜市　市民生活部　税務課 総務部　総務課	
	（所在地）〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町６３２番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル）	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第２１条第７項に該当するファイル　□有　☑無	
備　　考		

作成日（最終更新日）：令和６年５月１日

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	償却資産課税台帳	
実施機関の名称	長浜市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税(償却資産)の賦課事務に利用するため	
個人情報の記録項目	氏名、住所、性別、生年月日、財産状況	
個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）	長浜市に償却資産を所有するもの及び納税義務者	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法	☑　本人から収集 ☑　本人以外から収集 ☑　当該実施機関内 □　他の実施機関 ☑　他の官公庁 （　住基ネット、公用請求　） □　その他 （　　）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）長浜市　市民生活部　税務課 総務部　総務課	
	（所在地）〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町６３２番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル）	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第２１条第７項に該当するファイル　□有　☑無	
備　　考		

作成日（最終更新日）：令和６年５月１日

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	固定資産税賦課台帳	
実施機関の名称	長浜市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税の課税に利用するため	
個人情報の記録項目	氏名、住所、性別、生年月日、課税額	
個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）	長浜市に資産を所有するもの及び納税義務者	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法	☑　本人から収集 ☑　本人以外から収集 ☑　当該実施機関内 □　他の実施機関 ☑　他の官公庁 （　住基ネット、公用請求　） □　その他 （　　）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）長浜市　市民生活部　税務課 総務部　総務課	
	（所在地）〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町６３２番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル）	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第２１条第７項に該当するファイル　□有　☑無	
備　　考		

作成日（最終更新日）：令和６年５月１日

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	土地家屋名寄帳	
実施機関の名称	長浜市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	土地・家屋・償却資産の評価事務、固定資産税の賦課事務に利用するため	
個人情報の記録項目	氏名、住所、性別、生年月日、財産状況	
個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）	長浜市に土地・家屋・償却資産を所有するもの及び納税義務者	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法	☑　本人から収集 ☑　本人以外から収集 ☑　当該実施機関内 □　他の実施機関 ☑　他の官公庁 （　住基ネット、公用請求　） □　その他 （　　）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）長浜市　市民生活部　税務課 総務部　総務課	
	（所在地）〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町６３２番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル）	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第２１条第７項に該当するファイル　□有　☑無	
備　　考		

作成日（最終更新日）：令和６年５月１日

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	家屋課税台帳	
実施機関の名称	長浜市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税（家屋）の賦課事務に利用するため	
個人情報の記録項目	氏名、住所、性別、生年月日、財産状況	
個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）	長浜市に固定資産(家屋)を所有するもの及び納税義務者	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法	☑　本人から収集 ☑　本人以外から収集 ☑　当該実施機関内 □　他の実施機関 ☑　他の官公庁 （　住基ネット、公用請求　） □　その他 （　　）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）長浜市　市民生活部　税務課 総務部　総務課	
	（所在地）〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町６３２番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル）	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第２１条第７項に該当するファイル　□有　☑無	
備　　考		

作成日（最終更新日）：令和６年５月１日

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	家屋評価支援システム	
実施機関の名称	長浜市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	土地・家屋の評価事務に利用するため	
個人情報の記録項目	氏名、住所、性別、生年月日、財産状況	
個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）	長浜市に固定資産を所有するもの及び納税義務者	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法	☑　本人から収集 ☑　本人以外から収集 ☑　当該実施機関内 □　他の実施機関 ☑　他の官公庁 （　住基ネット、公用請求　） ☑　その他 （　土地区画整理事業者　）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）長浜市　市民生活部　税務課 総務部　総務課	
	（所在地）〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町６３２番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル）	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第２１条第７項に該当するファイル　□有　☑無	
備　　考		

作成日（最終更新日）：令和６年５月１日